

12. その他

市政情報

本市では、さまざまな行政サービスの情報を提供しています。

1. ふくしま市政だより

毎月1回（各月1日）発行しています。

2. 公式市ホームページ

市の公式ホームページでは「声の市政だより」を配信しています。
本誌の54ページを参照ください。

色の変更や音声読み上げに対応しています。



▲市ホームページ
QRコード

3. メディアによる広報

新聞、テレビ、ラジオの各メディアを通して本市からの情報をお知らせしています。

(1) 新聞市政広告 福島民報新聞、福島民友新聞の2社 毎月2回

(2) テレビ 5分番組

- テレビユー福島（TUF）第1土曜日 9:25
- 福島放送（KFB）第1土曜日 11:40
- 福島テレビ（FTV）第1日曜日 13:55
- 福島中央テレビ（FCT）第1土曜日 11:55

(3) テレビ 15秒スポット

- テレビユー福島（TUF）毎週日曜日 17:30
- 福島中央テレビ（FCT）毎週月曜日 17:53～19:00 の中で
- 福島テレビ（FTV） 毎週月曜日 19:00～20:00 の中で

(4) テレビ データ放送（dボタン）

- 福島放送（KFB） 事前の設定や、個人情報の入力は不要です。災害時には避難所情報なども確認できます。本誌の73ページを参照ください。

(5) ラジオ

- ラジオ福島（1458KHz）「市民ニュース」 毎週土曜 8:55～9:00／第1日曜 10:40～10:45
- ふくしまFM（81.8MHz）「福島市政インフォメーション」 毎週金曜 8:35～8:55 の中で
- FMポコ（76.2MHz）「マイシティふくしま」 月曜～金曜 7:48～7:53 再放送同日 17:30～17:35

4. SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

ソーシャルメディアを活用して、市の施策、イベント、緊急情報などをメッセージ、写真、動画などで提供しています。

【公式SNS】

- LINE、●X（ツイッター）、フェイスブック
- YouTube（チャンネル名：ふくしまチャンネル）

【アクセス方法】

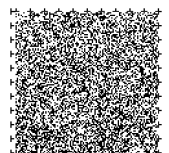
市ホームページ経由で情報の確認ができます。



▲こちらのQRコードから

窓口

お問合せ…広聴広報課 電話 525-3710 FAX 536-9828



福島市dボタンかわら版

テレビのデータ放送(dボタン)で市政情報をお知らせしています。事前の設定や、個人情報の入力は不要です。災害時には避難所情報なども確認できます。

使い方

1. テレビのチャンネルを5チャンネルに合わせます
2. お手持ちのリモコンのdボタンを押します。
3. 「dボタンかわら版」を選び、「決定ボタン」を押します。

※お使いのリモコンによりボタンの位置は異なります。

※番組連動データ放送中はリモコンの「黄」ボタン(ニュース/天気)も押してください。

福島市のdボタンかわら版

重要 新型コロナワクチン接種新着…

おしらせ マイナンバーカードの申請に…

おしらせ 災害時の避難場所・避難所に…

イベント 市民ホール開館記念コンサ…

子育て 子育てはっとライン開設

健康・福祉 休日・祝日救急診療について

マイナンバーカードの申請について (12/01 08:30)

マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、税などの電子申請や住民票などの各種証明書のコンビニ交付にも利用できるカードです。

マイナンバーカードの申請、交付の流れは次のとおりです。申請された方のご本人確認をいつ行うかによって、申請方式が2つに分かれます。

情報通知 ページを移動 トップに戻る dボタンかわら版について お問い合わせ先 自治体一覧

窓口

お問合せ…広聴広報課 電話 525-3710 FAX 536-9828

障がい者歯科診療(予約制)

障がい者歯科診療所では、障がいの特性のために治療の必要性が理解できずに、一般の歯科診療所では上手に受診できない方を対象に、予約制で診察を行っています。

診療日

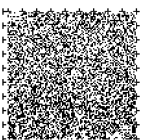
- 診療日 毎週水曜日・木曜日(診療日が祝日、12月29日から1月3日の場合は休診)
- 受付時間、診療時間 午後1時30分から午後3時30分まで
- 診療場所 福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター 1階

必要書類

- 健康保険証又はマイナンバーカード ●各種医療受給者証
- お薬を服用されている方はお薬の内容がわかるもの ●診療費(現金)

窓口

お問合せ…保健総務課 地域医療政策室 地域医療係 電話 572-7602 FAX 533-3315
申請窓口…保健総務課 地域医療政策室



おもいやり駐車場利用制度

福島県では、車いすマークのある駐車スペースの利用適正化を図るため、障がいのある方、要支援高齢者、難病患者、妊産婦、けが人の車の乗降が困難な方に利用証を発行し、当該駐車場利用の際に掲示を求め「おもいやり駐車場利用制度」を実施しています。(平成 21 年 7 月施行)

利用証の交付対象者

区 分		範 囲	
身体障がい者	視 覚	4級以上	
	平衡機能	聴 覚	該当なし
		平 衡 機 能	5級以上
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能	該当なし	
	肢体不自由	上 肢	2級以上
		下 肢	6級以上
		体 幹	5級以上
	脳原性運動機能	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓	4級以上	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	4級以上		
知的障がい者	A(最重度・重度)		
精神障がい者	1級		
要支援高齢者等	要支援者又は要介護者		
難病患者	指定難病(特定)医療受給者	指定難病(特定)医療受給者	
	特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者	
妊産婦	小児慢性特定疾病医療費受給者証		
けが又は病気の者	妊娠7カ月～産後3カ月		
	車いす、杖等使用期間		



利用証

手 続 き

以下の「申請に必要なもの」をご持参の上、所定の窓口で交付申請をしてください。

●福島県障がい福祉課または県北保健福祉事務所保健福祉課で交付申請をする場合

利用証の即日交付が可能のため、切手・返信用封筒は必要ありません。

ただし、妊娠7カ月以前の妊産婦が申請する場合は、対象期間(妊娠7カ月～産後3カ月)に入っていないため、後日送付となります(切手・返信用封筒が必要です)。

●福島市役所障がい福祉課、各支所窓口で交付申請をする場合

利用証の即日交付はできません(2～3週間程度かかる場合があります)。

後日、利用証が送付されるため、切手・返信用封筒が必要です。

必要書類

1. 次の確認書類のうちいずれか1つ

- 身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●介護保険被保険者証
- 特定疾患医療受給者証または指定難病(特定)医療受給者証 ●母子健康手帳
- 医師の診断を記載した書面(けが又は病気の場合)

※「小児慢性特定疾患患者」については、例外的に「難病患者」の区分で交付されます。その際の確認書類は「小児慢性特定疾病医療費受給者証」です。

2. 本人確認書類(身分証明書)

- 妊産婦・けが又は病気での申請の方…本人の身分証明書
- 代理申請の場合…代理人の身分証明書

※妊産婦またはけが・病気の方の申請で、かつ代理申請の場合は、本人と代理人の本人確認書類を両方お持ちください。

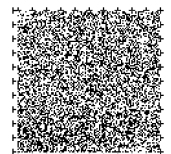
3. 返信用封筒

- 120円切手 ●封筒(角2:A4サイズ)

窓 口

お問合せ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課



選挙での投票方法

不在者投票

1. 郵便等(在宅)投票

障がいの種類・程度により、郵便での不在者投票を行うことができます。
※事前に申請をして「証明書」の交付を受ける必要があります。

郵便投票のできる方

福島市の選挙人名簿に登録されている方で、下記のいずれかに該当する方

【身体障害者手帳をお持ちの方】

- 両下肢・体幹・移動機能 …… 1級～2級
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 …… 1級又は3級
- 免疫機能・肝臓 …… 1級～3級

【介護保険の被保険者証をお持ちの方】

- 要介護5

※戦傷病者手帳をお持ちの場合は、お問合せください。

代理記載のできる方

郵便等投票のできる方で、かつ下記の障がいがある方

- 上肢又は視覚 …… 1級

2. 施設での不在者投票

指定された医療機関等に入院・入所中の場合、その施設内で不在者投票を行うことができます。

投票所での投票 ※お申し出ください

- (1)点字投票 …… 視覚に障がいのある方で点字を利用できる方は、点字で投票を行うことができます。
- (2)代理投票 …… 何らかの理由で自書できない方は、係員が代理で投票用紙に記載します

窓 口

お問合せ…福島市選挙管理委員会事務局 電話 525-3777 FAX 535-2901
申請窓口…福島市選挙管理委員会事務局

ふれあい訪問収集

家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者または障がいのある方の世帯に対し、家庭ごみを戸別に訪問して収集し、あわせて安否確認する事業です。

対象者

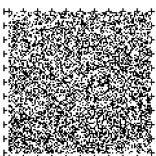
- 高齢者・障がいのある方の単身の世帯 ●高齢者・障がいのある方のみで構成される世帯
- 上記の家族がおり、虚弱者・年少者で構成されている世帯で、ごみを持ち出すことが困難な世帯
- その他市長が特に必要があると認めた世帯

利用者負担額

無料 ※事前にお申込み・面談が必要です

窓 口

お問合せ…ごみ減量推進課 ふれあい訪問収集係 電話 544-0910 FAX 563-7290
申請窓口…ごみ減量推進課・各支所



福島市立図書館

視覚に障がいのある方へのサービスを行っております。

- ボランティアによる対面朗読サービス（要予約）
- 大活字本・朗読CD／テープ・手でさわる絵本も取りそろえております。
- 拡大読書器、筆談器、リーディングトラッカー・リーディングルーラーがあります。
- 電子図書館サービス（電子書籍には、文字の大きさや色、背景色を変えられるもの、音声読み上げに対応しているものもあります。）

窓 口

お問合せ…福島市立図書館 電話 531-6551 FAX 531-5507

申請窓口…福島市立図書館

福島県立図書館

印刷による本が読めない・読みづらい方、図書館へ来ることができない方へ次のような取り組みを行っています。

※サービスを使うには「利用カード」に加えて、障がい者サービスへ登録する必要があります。

障がい者サービス資料の利用

- 大活字本…16ポイントより大きな活字で印刷した本です。
- LLブック…文字が分かりにくい人のため、やさしい文章やピクトグラムを用いて書いてある本です。生活に役立つ情報など主に大人が読むための内容です。
- 音声デージー…印刷による本の利用が難しい方が利用できる、音声を使った図書・雑誌です。専用の再生機や、専用ソフトをインストールしたパソコンなどで再生できます。
- マルチメディアデージー…文字を音声で読み上げることで、画像と一緒にみることができる電子書籍です。専用ソフトが入ったパソコンなどで再生できます。

郵送貸出

郵送により本を貸し出すことができます。発送料は図書館が支払います。

※返送料は利用者負担になりますが、地元の図書館を通じてお金をかけずに資料を返すことも可能です。

【対象者】

- 身体障害者手帳をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 療育手帳をお持ちの方

貸出期間の延長

来館が困難な方に対して、貸出期間を通常の15日間から30日間へ延長します。借りられる本の数は10冊までです

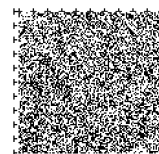
学術文献録音データ・テキストデータの製作依頼

福島県立図書館から、国立国会図書館が本の録音データ・テキストデータを作るように頼むことができます。詳しくは、図書館にお問い合わせください

窓 口

お問合せ…福島県立図書館 電話 535-3218 FAX 536-4787

申請窓口…福島県立図書館



点字学習指導員派遣

点字の学習を希望する視覚に障がいのある方に対し、点字学習指導員を派遣して基本的な点字指導を行います。なお、利用料は無料です。

対象者

視覚に障がいのある方。

窓口

お問合せ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課

いきいき！ふくしまーケット

福島市では障がい者施設で作られた商品の販売を行う「いきいき！ふくしまーケット」を市役所本庁舎や市内各種イベント等で実施しております。福島市公式ホームページでも開催日や、障がい者施設で作られた商品や受注可能な業務を紹介しています。



「いきいき！ふくしまーケット」のホームページ

窓口

お問合せ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課

ポッチャ用具の貸出

腰の浜会館では障がいのある方や関係する団体や施設等を対象にポッチャ用具(ボール一式・レク用コートシート)の貸出を無料で行っています。レクリエーションやイベント等でご活用ください。

なお、腰の浜会館1階会議室でポッチャをご利用いただけます。

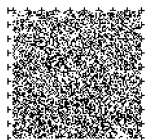
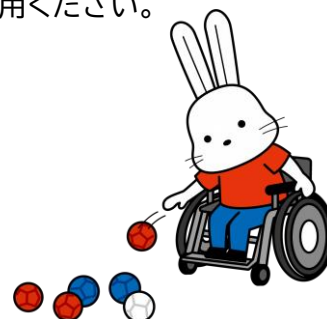
ポッチャとは…

ヨーロッパで生まれたポッチャは、重度脳性麻痺者もしくは、同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目です。老若男女、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が一緒に、そして競い合えるスポーツです。

窓口

お問合せ…腰の浜会館 電話 533-5261 FAX 533-5262

申請窓口…腰の浜会館



早期教育相談

次年度小学校入学を迎えるお子さんの就学についての悩みや、どのような就学が望ましいのか相談したい、という保護者の方を対象に早期教育相談を行っています。

対象者

次年度福島市立の小学校に入学予定のお子さんとその保護者

受付期間

4月1日から6月30日

受付方法

電話又は直接申込書持参

相談実施時期

5月初旬から9月末日

相談場所

市総合教育センター等

窓口

お問合せ…福島市総合教育センター（教育研修課） 電話 536-6500 FAX 533-2033

申請窓口…福島市総合教育センター（教育研修課）

市営住宅の申し込み

1～4級の身体に障がいのある方、1～3級の精神に障がいのある方または同程度の知的に障がいのある方がいる世帯は、市営住宅の入居申し込みの際、一般世帯よりも月額所得の入居資格基準が緩和されます。

市営住宅の入居資格等については、住宅政策課までお問い合わせください。

窓口

お問合せ…福島市住宅政策課 市営住宅係 電話 525-3757 FAX 533-0026

申請窓口…福島市住宅政策課

福島県警察SOSメール110番

聴覚や言語などに障がいがある方を対象に、事件や事故にあったとき、警察への緊急通報手段としてメールによる110番通報サービスを行っています。

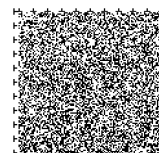
※事前登録が必要です。登録方法は下記のとおりです。

1. 福島県聴覚障害者協会に連絡し、申込用紙をFAX等で受領してください。
その申込用紙に必要事項を記載し福島県警察本部通信指令室へ郵送またはFAXしてください。
■福島県聴覚障害者協会 電話：522-0681 FAX：563-6228
■福島県警察本部通信指令室 住所：〒960-8686 福島市杉妻町2-16
FAX：521-6480（通信指令室直通）
2. 「1.」が難しい場合は、福島県警察SOSメール110番アドレスにメールを送信してください。
fp-sos.mail-110@aqua.ocn.ne.jp

※メールには、件名に「登録希望」と入れ、住所、お名前、年齢、FAX番号、緊急時の連絡先（家族や近隣者、手話通訳可能な方等）を記載してください。その際、県警本部から必要事項を尋ねられる場合があります。

窓口

お問合せ…福島県警察本部総合運用指令課 電話 522-2151 FAX 521-6480



110番アプリシステム

聴覚や言語に障がいのある方等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、警察に通報できるシステムです。

障がいのある方以外の110番アプリシステムのご利用は聴覚や言語に障害のある方や音声による110番通報が困難な方からの通報に支障をきたしますので、通話による110番通報をお願いします。

概要

- 専用アプリをダウンロードし、事前に、名前や住所、電話番号等を登録する。(事前登録が必要)
- 文字を用いたチャット方式による110番通報が可能。
- 国内のどこからでも、通報場所を管轄する警察本部に通報が可能。
- スマートフォンのGPSを利用し、通報場所の位置情報が通知可能。
- 写真の撮影や送付が可能。

窓口

お問合せ…福島県障がい福祉課 電話 521-7170 FAX 521-7929

NET119緊急通報システム・FAX119番

聴覚や発話などに障がいがある方を対象に、火災や救急などの緊急通報手段として、携帯端末のインターネット回線やFAXによる119番通報を受け付けています。

「NET119緊急通報システム」

携帯電話やスマートフォンなどのインターネット回線から119番通報をするサービスで、通報時にGPS機能による位置情報や画像を送ることができるほか、チャット機能を利用して会話をすることができ、利用するには事前登録が必要です。

事前登録には、通信指令課で準備している申請書に必要事項を記載のうえ、通信指令課へ提出してください。

「FAX119番」

事前の登録は不要です。ご住所やお名前など、必要な項目をあらかじめ記載しておけるよう「FAX119番通報用紙」を、通信指令課にご用意してありますので、ご利用の方はお問い合わせください。通報の際は「FAX119番通報用紙」でなくとも、用紙は何でも結構です。

※ご不明な点がございましたら、通信指令課までお問い合わせください。また、その他のお問い合わせについても通信指令課までご連絡をお願いします。

窓口

お問合せ…消防本部通信指令課 電話 534-9104 FAX 534-0310

申請窓口…消防本部通信指令課 メールアドレス sirei@mail.city.fukushima.fukushima.jp

職場適応訓練

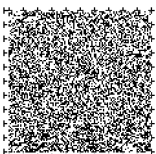
障がいのある方を「職場環境に適応することを容易にさせる」ことを目的に、委託事業所内で実施訓練を行い、訓練修了後引き続き雇用する制度です。

訓練期間6ヵ月以内(状況により1年の場合もあります。)訓練期間中は訓練手当が支給されます。

窓口

お問合せ…ハローワーク福島(福島公共職業安定所) 電話 534-4121 FAX 534-0423

申請窓口…ハローワーク福島(福島公共職業安定所)



職業訓練施設 障害者職業能力開発校

職業に必要な技能・知識を身につけ、在学中から職業相談を行い、就職をめざします。
近県では宮城障害者職業能力開発校があります。

対象者

- 身体に障がいのある方で高卒または同等以上
- 知的に障がいのある方で中卒または同等以上

費用

無料（期間は1年です）

※ただし、入寮者の寮費及び食費は自己負担となります。

また、訓練期間中は訓練手当が支給される場合もあります。

窓口

お問合せ…ハローワーク福島（福島公共職業安定所） 電話 534-4121 FAX 534-0423

申請窓口…ハローワーク福島（福島公共職業安定所）

あんしんサポート

障がいのある方などを対象として、福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れ等を公的な制度でお手伝いする事業です。

対象者

知的・精神に障がいのある方など判断能力が十分でない方。

※施設や病院に入所、入院している方でも利用できます。

窓口

お問合せ…福島市社会福祉協議会 電話 533-3341 FAX 533-8879

申請窓口…福島市社会福祉協議会

生活福祉資金の貸付け

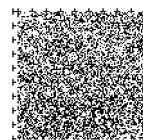
低所得世帯、障がいのある方の世帯（身体・知的・精神に障がいのある方の属する世帯）または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。

担当民生委員を経由して福島市社会福祉協議会へお申込みください。

窓口

お問合せ…福島市社会福祉協議会 電話 533-8877 FAX 533-8879

申請窓口…福島市社会福祉協議会



バリアフリー推進パートナー

福島市では東京オリンピック・パラリンピックを契機に、官民一体となったハード・ソフト両面のバリアフリーを実践することにより、本市への訪問者（来る人）、そして市民（住む人）に喜ばれる『誰にでもやさしいまち ふくしま』の実現を目指すとともに、この官民一体となった行動をレガシー（次世代に誇れる遺産）の一つとして次世代へ繋いでいきたいと考えております。

これらの実現のためには、バリアフリーへの理解が必要かつ、より身近に感じていただくことが重要となることから、福島市が進めるバリアフリーの取り組みに賛同いただいた企業や団体にバリアフリー推進パートナーとして登録いただき、職場や地域からバリアフリーへの理解を深める取り組みを進めています。

バリアフリー推進パートナーの登録状況 (R5. 7. 31 現在)

①保育園・学校・大学	87 団体
②一般企業	88 団体
③NPO 法人	34 団体
④行政機関	6 団体
⑤自治振興協議会	27 団体
⑥その他各種団体	55 団体
合計	297 団体



▲バリアフリー推進パートナーのステッカー

※最新の登録状況、登録団体を確認される場合は、右側のQRコードから福島市ホームページへアクセスしてご確認ください。



福島市バリアフリーマップ

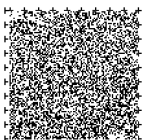
福島市内のバリアフリー化した施設や設備の情報をウェブ上で検索できる「福島市バリアフリーマップ」を、バリアフリー推進パートナーの皆さまと共に作成しました。

お出かけ時に便利なバリアフリー情報を発信していますので、右側のQRコードからスマートフォン等でアクセスしてご利用ください。



窓 口

お問合せ…共生社会推進課 電話 572-3948 FAX 535-7970
申請窓口…共生社会推進課



障害者マークの紹介

障がいに関するマークいろいろご存知ですか？

障がいのある方に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなマークがあります。これらは国際的に定められたもの、各障がい者団体が独自に提唱しているものと様々ですが、主なものを御紹介します。(順不同)

ヘルプマーク・ヘルプカード

お問い合わせ・・・障がい福祉課 障がい庶務係 525-3748
FAX:533-5263



ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークで全国の自治体で作成配布を行っています。

ヘルプカードは、障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもので、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載できます。

ヘルプマークやヘルプカードを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バスの中で席を譲る、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマーク及びヘルプカードは障がい福祉課、保健所保健予防課、長寿福祉課、支所及び出張所において無料で配布を行っています。



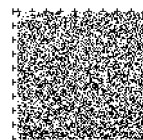
身体障害者標識(障害者マーク)

お問い合わせ・・・福島県交通安全協会 591-5038



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識(障害者マーク)で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規程で罰せられることとなります。このマークの表示については努力義務となっています。

※福島警察署内交通安全協会または免許センター売店にて取扱っています。



聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)

お問い合わせ・・・福島県交通安全協会 591-5038



政令に定める程度の聴覚障害のあることを理由に免許条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識(障害者マーク)で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規程で罰せられることとなります。このマークを表示しない場合、道路交通法違反となります。

※福島警察署内交通安全協会または免許センター売店にて取扱っています。

障害者のための国際シンボルマーク

お問い合わせ・・・日本障害者リハビリテーション協会 03-5273-0601



国際リハビリテーション協会によって障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採用されたものです。車に表示する場合、道路交通法上の規制を免れるものではありませんのでご注意ください。

※上記協会にて郵便振替で販売中。詳しくはお問合せください。

盲人のための国際シンボルマーク

お問い合わせ・・・社会福祉法人日本盲人福祉委員会 03-5291-7885



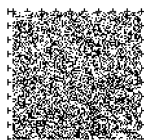
世界盲人連合で1984年に制定された視覚に障がいのある方のための世界共通のマーク。視覚に障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物、書籍などで身近に見掛けるマークです。

オストメイトマーク

お問い合わせ・・・公益財団法人交通工場のびる財団 03-3221-6673

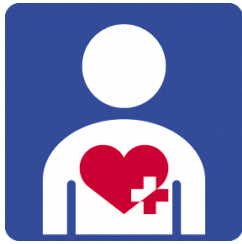


人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ハート・プラスマーク

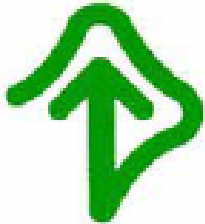
お問い合わせ・・・特定非営利法人ハート・プラスの会 Email info@heartplus.org



内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）があることを示しています。内部障がいの方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあることから、自発的にマークを表示することで、周囲の理解や配慮を得られることを目的としています。

耳マーク

お問い合わせ・・・一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 03-3225-5600



聞こえが不自由なことを表すマークです。耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。耳の不自由な方と話すときは「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。

ヒアリングループマーク

お問い合わせ・・・一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600

FAX:03-3354-0046



「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。

このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すものです。

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク

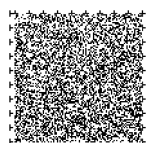
お問い合わせ・・・岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 TEL:058-214-2138

FAX:058-265-7613



白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。

※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。



ほじょ犬マーク

お問い合わせ・・・厚生労働省自立支援振興室 03-5253-1111



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。

手話マーク

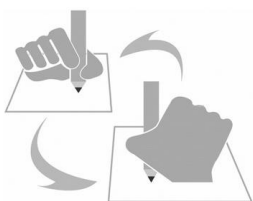
お問い合わせ・・・一般財団法人 全日本ろうあ連盟 03-3268-8847
FAX:03-3267-3445



耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが提示できます。耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

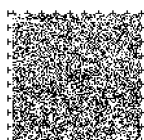
筆談マーク

お問い合わせ・・・一般財団法人 全日本ろうあ連盟 03-3268-8847
FAX:03-3267-3445



耳が聞こえない人、音声言語に障がいのある方、知的に障がいのある方や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。

耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。





介護をする方が周囲から誤解などを受けることがなく、安心して介護を行えるようにするため、介護中であることを周囲の方に知ってもらうためのマークです。トイレへの付き添い、診察時の付き添い等の際にご活用ください。

介護を必要とする高齢者や、障がい児・者、指定難病や小児慢性特定疾病により介護を必要とする方、その他介護を必要とする方の介護者へ配布します。(要介護者又は介護者で市内に住所を有している方が対象です)

介護マークは無料です。長寿福祉課、障がい福祉課、保健所保健予防課、こども家庭課、各支所・茂庭出張所でお申し込みください。

